

民商だより

須崎民主商工会

〒785-0034 須崎市大間本町 11-20
TEL 0889-42-5201 FAX 0889-42-9240
メールアドレス susakiminsyo@gmail.com

消費税
インボイス
中止

所得税法第56条を廃止させましょう

所得税法第56条とは

「事業主の配偶者やその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」(条文趣旨)という内容

つまりは

- 配偶者や子どもの収入は事業主の所得に合算される。
これは家父長制度の下で、課税が家単位だった明治時代の名残

それにより自営業の家族に不利益

- 車購入や家のローンが組めない場合も
- 公営住宅申し込みの所得基準を満たさず入れないことも
- 社会保障が劣悪

事業主の申告時に控除できる金額
配偶者 86万円
それ以外の親族 50万円

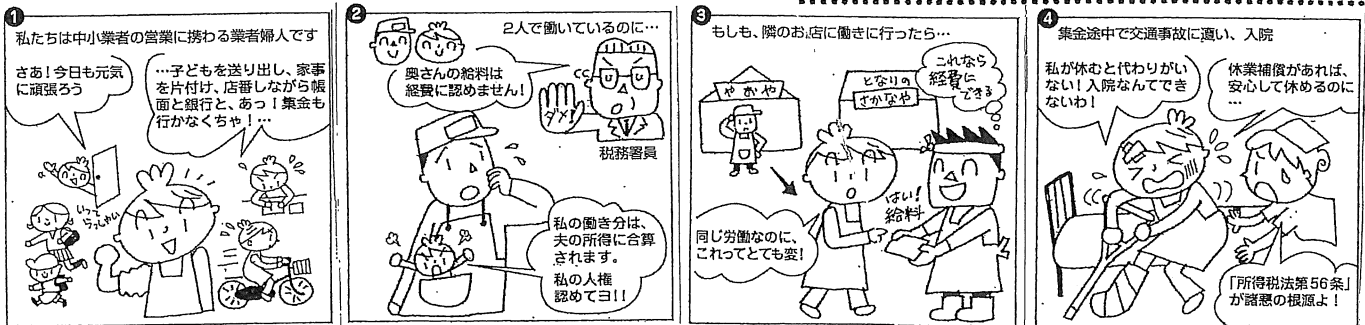
※実働時間で見れば
最低賃金からもかけ離れている

青色申告にすれば全額給与として認められるとはいいますが、青色申告は届け出などが必要で記帳方法も複雑。そもそも働いた分は経費に算入でき、個人の給与として認められることが当然で、申告形態によって変わるものではないはず。

諸外国は

- アメリカ：夫婦の所得は合算で共同申告。家族従業者の給料は必要経費
- イギリス：配偶者や子どもへの合理的額の給料は必要経費
- ドイツ：親と子の雇用契約を税法上認め、家族従業者の給料は必要経費
- フランス：家族従業者の給料は必要経費

全商連婦人部協議会
所得税法第56条を廃止して「私の働き分を認めて！」より



6/5(月)に行われる全国業者婦人決起集会・国会行動で

署名を集めています！「所得税法第56条廃止」の署名を持っています。

新聞に折り込んでいますので署名にご協力ください。

日時	学習会名	会場
5/17(水)	13時30分~	四万十町 岩井事務所
	15時30分~	
5/22(月)	13時30分~	須崎市 多ノ郷公民館 2F大会議室
	15時30分~	

「ご参加お待ちしております!!」

初心者大歓迎!!

記帳教室とインボイス登録学習会

左記の日程にてそれぞれの学習会を行います。記帳して分らないことや聞いてみたいこと、日頃のモヤモヤを解消しませんか。パソコン記帳の体験もできます。

◆お知らせ◆

記帳教室と
インボイス登録学習会